

壮警町告示第13号

平成31年壮警町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

平成31年1月19日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成31年2月22日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
- (7) 専決処分の承認を求めることについて
- (8) 専決処分の承認を求めることについて
- (9) 工事請負契約について
- (10) 平成30年度壮警町一般会計補正予算(第15号)について
- (11) 平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)について
- (12) 議会の委任による専決処分の報告について

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

8番 長内 伸一君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

9番 松本 勉君

○不応招議員（0名）

平成31年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成31年2月22日（金曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号ないし議案第11号並びに報告第1号について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開会の宣告

○議長(松本 勉君) ただいまから平成 31 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(松本 勉君) 直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 10 時 00 分)

◎議事日程の報告

○議長(松本 勉君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(松本 勉君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長(松本 勉君) 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(松本 勉君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 1 号ないし議案第 11 号並びに報告第 1 号

○議長(松本 勉君) 日程第 3、議案第 1 号ないし議案第 11 号並びに報告第 1 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(杉村治男君) 本日の臨時会に提出いたします議件は、議案第 1 号から議案第 11 号の 11 件、報告第 1 号の 1 件、合計 12 件であります。その内容についてご説明申し上げます。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について、次のとおり専決処分する。

北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を定め、北海道市町村総合事務組合同規約を廃止する。

提出は、平成 31 年 2 月 5 日となります。

提案理由であります。平成 31 年 1 月 18 日付北総第 66 号により北海道市町村総合事務組合から依頼があり、平成 31 年 2 月 8 日までに議決の提出を求められているものとなります。この市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部事務組合であり、地方自治法第 285 条により複合的一部事務組合は市町村及び特別区しか設置することができないこととなっております。このたび、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合は、地方自治法上、北海道市町村総合事務組合に加入することができないため、総務省から早急に見直しを行うよう指摘がなされているものであります。このため指摘のあった当該団体からは、事務処理の効率性の観点から事務処理をこれまでどおり北海道市町村総合事務組合に委託したいとの意向が示されていることにより、当該団体を構成員から除くとともに、事務処理の委託を受けることができるよう定める規約の制定と現行規約の廃止を行うものであります。

また、あわせまして平成 29 年度、平成 30 年度中に構成団体の名称変更等があった江差町ほか 2 町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、十勝環境複合事務組合が平成 30 年 3 月 31 日で解散による削除をあわせて整理するものであります。

事務組合の規約につきましては、お手元に議案書で配付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 44 億 448 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 203 万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億652万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成30年12月19日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。16ページになります。総務費、総務管理費、防災諸費で43万5,000円の追加となります。災害バスの燃料噴射バルブの不良によるエンジン停止のふぐあいが発生していることから、緊急に修繕を行う経費計上となります。

土木費、水道費で160万2,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰入金となります。こちらは、壮警中学校裏手にあります滝之町第3取水井取水ポンプの故障に伴う修繕経費等の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で203万7,000円の追加となります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額2億3,196万円に歳入歳出それぞれ160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,356万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成30年12月19日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。22ページです。総務費、総務管理費、維持費で160万2,000円の追加となります。滝之町第3取水井取水ポンプの故障に伴う修繕経費とクレーンの搬入経路確保のための立ち木伐採等に要する経費計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で160万2,000円の追加となります。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 44 億 652 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 8 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 661 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 31 年 1 月 21 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。28 ページ、土木費、水道費で 8 万 8,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰入金となります。詳細の説明につきましては、次の簡水の補正のほうで説明をいたします。

歳入につきましては、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 8 万 8,000 円の追加となります。

次に、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 2 億 3,356 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 439 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,795 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

専決処分は、平成 31 年 1 月 21 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。35 ページです。施設費の建設改良費で 439 万円の追加となります。平成 31 年度予定の国道 453 号蟠溪地区第 2 工区の道路改良工事が延期されたことによる設計の見直しと一部修正が必要となったことによる委託設計費の計上と、あわせて道道滝之町伊達線（有珠山外環状線）の排水工事に伴い水道施設の移設が必要となったことによる工事費の計上となります。財源区分の内訳を変更するため、一般財源 8 万 8,000 円を追加しておりますので、一般会計のほうの部分を今回あわせて補正をさせていただきます。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 8 万 8,000 円の追加となります。

諸収入、雑入で 180 万 2,000 円の追加となります。北海道からの移設依頼による補償費

の追加となります。

町債、衛生債で 250 万円の追加となります。

32 ページ、第 2 表、地方債補正では、簡易水道施設整備事業、限度額 6,530 万円を限度額 6,780 万円に変更するものであります。

議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

専決処分は、平成 31 年 2 月 4 日となります。

内容につきましては、38 ページの第 1 表の繰越明許費のとおり、土木費、道路橋梁費、町道道路改良舗装事業、金額 6,400 万円となります。内容につきましては、町道滝之町中島 1 号線の道路改良舗装工事についてであります。当初から用地処理等が完了した後に工事実施を予定し、用地交渉を進めておりました。一部用地交渉に時間を要し、1 月末で用地交渉等の契約締結となったこととあります。このため、工事実施について平成 30 年度の国庫補助金繰り越し手続を進め、2 月 4 日に承認が得られたことから、事業実施を平成 31 年度に繰り越しして実施するものとなります。

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 44 億 661 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 170 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 831 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 31 年 2 月 6 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。44 ページです。土木費、水道費で 170 万円の追

加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となりますが、内容は町道阿波国達観内線に設置している立香地区増圧ポンプが故障したことによる取りかえに要する経費となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 170 万円の追加となります。

議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 2 億 3,795 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 170 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,965 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 31 年 2 月 6 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。総務費、総務管理費、維持費で 170 万円の追加となります。町道阿波国達観内線に設置している立香地区増圧ポンプが故障したことによる取りかえに要する経費の計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 170 万円の追加となります。

議案第 9 号 工事請負契約について。

平成 31 年 2 月 21 日指名競争入札に付した、町道滝之町中島 1 号線道路改良舗装工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的 町道滝之町中島 1 号線道路改良舗装工事。

契約の方法 指名競争入札。

契約金額 6,026 万 4,000 円。

契約の相手方 有珠郡壮瞥町字滝之町 423 番地の 26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦。

この工事につきましては、先ほどの繰越明許のときに説明をしましたが、当初から用地処理等が完了した後に工事実施を予定し、用地交渉を進めていたものであります。一部用地交渉に時間を要し、1 月末で用地交渉等の契約締結となったことから、工事実施については平成 30 年度の国庫補助金繰り越し手続を進め、2 月 4 日に承認が得られたことから、平成 31 年度に繰り越し事業として実施するものであります。このたびの工事の工期につき

ましては、平成31年9月6日としてございます。事業全体の工事延長につきましては、1,200メートルでありまして、このたびの発注工事の延長は377メートル、幅員が8.5メートルとなります。

なお、指名競争入札に付した業者につきましては、全部で6社となりますが、2社が町内の業者、4社が町外業者となっております。

議案第10号 平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）について。

平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額44億831万3,000円に歳入歳出それぞれ3,103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,934万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。58ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費で427万9,000円の追加となります。旧久保内中学校を利用する食品加工施設整備による農産物付加価値向上を目標とした取り組みに対し、国費ソフト事業10分の10の補助活用による全体事業の基礎調査、基本構想策定に要する委託業務や先進地視察等に要する経費の計上となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で1,600万円の追加となります。例年より降雪量が多いことによる除雪経費の不足見込み分の計上となります。

水道費で100万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金の計上となります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で45万3,000円の追加となります。昨年12月の定例会で旧久保内中学校敷地用地測量等の調査委託料として200万円を計上してございましたが、事業希望者との用地箇所の協議が未了のため分筆測量を延期し、外郭の現況調査測量のみを発注しているものであります。このため、今後分筆に係る筆数、当初2筆を予定しておりますが、3筆と想定し、不足分を計上するものであります。なお、分筆に係る経費につきましては、国費ソフト事業に該当するため農政事業補助金として財源充当し、繰越明許を予定しているものであります。

小学校費、学校管理費で139万8,000円の追加となります。平成17年度に導入したスクールバス1号車の修繕経費の計上となります。現在まで約23万キロの走行となっておりますが、排気熱でエンジンから出るすすを燃焼させるシステムの警告ランプが点灯し、エンジンが停止する故障が発生しているもので、スクールバスの運行に支障を来していることから経費の計上をするものであります。

59ページ、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で790万円の追加となります。災害査定時に査定官からの指摘事項により事業内容を見直し、国との協議により一部修正する計画変更を行ってりましたが、協議において認められなかったもの

や計画変更後に現場の状況変化等があったことに伴い必要となる追加工事の経費計上となります。

57 ページ、歳入では、道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 500 万円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 2,603 万円の追加となります。

54 ページ、第 2 表、繰越明許費では、農林水産業費、農業費、中山間地域所得向上計画等策定事業で 420 万円、教育費、教育総務費、旧久保内中学校敷地分筆測量事業で 120 万円の追加となります。

議案第 11 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 2 億 3,965 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,065 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。64 ページ、総務費、総務管理費、維持費で 100 万円の追加となります。水道事業で使用している公用車両のエンジンが故障し、修理が困難な状況から車両購入の経費を計上するものであります。現車両につきましては、平成 16 年 4 月導入で、2 月 13 日現在で 27 万キロほどを走行しているものであります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 100 万円の追加となります。

報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専決処分書です。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の相手方につきましては、有珠郡壮瞥町字滝之町 330 番地 7、小沼織江氏になります。

損害賠償の額は 38 万 648 円です。

和解の概要ですが、平成 30 年 5 月 12 日、小沼氏が壮瞥公園の散策路に設置してある擬木階段を下っている際、擬木が不安定な状態であったため、足をかけたところ転倒し、その際に左手をついて支えようとしたところにはね上がったその擬木が左手に乗り上げて骨折したものであります。この事故に関する損害賠償金を 38 万 648 円とし、このほかに一切の債権債務関係がないことで相手方と和解するものであります。

専決処分は、平成 31 年 12 月 21 日となります。

以上がこの臨時会に提案……

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（松本 勉君） 会議を開きます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 済みません。専決処分書で先ほど説明しておりました最後の専決処分の日付で議案書のほうには平成31年12月21日となっておりますが、正式には平成30年12月21日であります。この部分につきましては、後ほど訂正で差しかえをお願いしたいと思いますし、現在の部分では訂正をしておいていただければと思います。済みません。よろしくお願いいたします。

では、以上でこの臨時会に提案いたします議案の内容の説明であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 最初に、今回の臨時議会の件ですけれども、臨時議会にしては余りにも多いのと、提案される件数。そういう面でこんな形になったのは、どうしてなったのかなということを疑問に思っております。そこで、例えば議会事務局から案内のありました、議会のほうの案内、それを見ても1番から8番まで専決処分についてということまで1からずっとただ専決処分という言葉で表現されておりました。その中でどんなことが専決かということが全然わからないので、実は私はいつも議会に臨むとき、例えば今回第1号で出ております北海道市町村総合事務組合の規約についてなんてもしも出ていれば、わかっていたら事前に、私は今まで議会に臨む態度としてはその規則だとか規約だとかを前もって読んできているのです。けれども、今回そういう形で全然内容を承知しない上で先ほどの議運の中で説明を受け、またここで説明受けたのですけれども、ちょっとこの内容についてわからない点ありますので、質問したいと思います。

議案の中にも書いてありますけれども、この組織ができて、そしてその組織が行う事業内容だとか事務内容も承知できるのですけれども、例えばこれは議案書の5ページから8ページの9の上、そこまではこういう団体で構成しているのだなということは理解しました。そして、その後8ページの地方公務員災害補償法だとか、学校医だとか、それも理解できるのですけれども、壮瞥町がこの組織に入っていて今までこの組合の事務にお世話になったという言葉悪いのですけれども、そういう対象事項があったのかどうか、それから

こういう組織をつくと必然として負担金だとか、そういうものが発生していると思うのですけれども、その負担金がかもしもあればどの程度だったのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今議員が質問された件に関しましてお世話になったというお話でございますが、ちょっと私の記憶で定かではないのですが、たしか子どもセンターの保育所に関して指を挟んだとか、学校の臨時職員の関係で指を挟んでそのケアをされたという記憶がございます。それが今回の事務組合のほうにお世話になったかというのは、ちょっと定かではございませんが、そういう認識を持っていたところでございます。

今言われたように負担金の関係については、ちょっと手元で認識がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（松本 勉君） よろしいですか。負担金の中身、1番議員、あるかなしかの確認もいいのか。

○1番（佐藤 恣君） 帰ってこれ予算書見ればわかることですから。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） この件について、以下質問したいと思います。

たしか平成30年度の土木費で道路新設改良費という項目があったような記憶があるのです。そして、私の記憶で申しわけありませんけれども、たしか1億5,000万くらい予算が計上されていたのでないかなと。そして、今回長年の懸案であったこの町道中島1号線、これは道路の舗装改良工事でも平成何年でしたでしょう、予算書にこの言葉が出てきたのは。ちょっとこういうことが出るということを承知していなかったものですから、調べていないので、本当に申しわけないのですけれども、予算書に最初に町道中島線の改良工事という言葉が出たのは何年か、これが知りたいのと、そしてこの工事が順調に進んでいないのではないかという気するのです。それで、私はその中島1号線たびたび通るのですけれども、道路を通ると役場側のほうの畑にくいが打たれておりました。ですから、これは道路拡張で用地買収するのに立てたのだなということ、そしてそこには作物をつくっていないものから、これは買収する地域かな、そんなことを考えながらあそこをいつも通っていたのです。そこで、お聞きしたいのは、1月末ですか、この用地買収交渉がまとまったのは。それは、価格面で折り合いがつかなかったのか、またそのほかに要因があったのかどうか、そして今後今回三百七十何メートルの用地買収というか、工事区間ですけれども、あと残されている工事区域でどの程度の用地買収があるのか、そして残された工事区間を今後何年間の予定でこの工事が完成するのか、何かこの工事なかなか先が見えていないのです。そういう面でお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、最初の何年度ぐらいからこの事業にかかわっているかというところでございますが、実際に事業として用地処理を始めたのが平成28年からでございますが、その前から調査ですとか設計のほう始めておりますので、何年からというのが済みません、ちょっと頭に入っていなかったのですけれども、平成25年、26年ごろから調査等は始めていたのかというふうに思っております。

それから、今回の用地の関係の協議の内容ですが、平成30年度に用地処理の関係を予定していた方は地権者5名いらっしゃるのですが、そのうち1名の方で、金額ではなくて防風林に使用している生け垣ですとか立ち木の移植の関係と、またその移植のために必要な土地の面積につきまして協議に少し時間がかかっておりました、地形の関係からできる範囲内ですけれども、道路の排水の形状といいますか、法面の面積等を変える用地買収の関係の測量ですとか、道路の構造の変更ですとか、それから用地買収に伴う補償物件の変更

等に時間を要し、1月の26日の契約までちょっと時間がかかったという内容でございます。

今の道路の用地の買収のほうは、星野線、長日園の前と交差するところの交差点のところまで終わっておりまして、町道の紫明苑線からその間の用地処理が終わりまして、今後そこから道道滝之町伊達線に向かう部分になりますけれども、全部で7筆ございます。これは、31年度以降用地の交渉を進めていきたいというふうに考えております。

今後の何年かかるのかという話でございますが、今回31年度までで星野線までの用地処理が終わりまして、やっと工事のほうが繰り越しという形をとらせてもらいますけれども、紫明苑線側から377メートルできることになってございます。交付金の申請をしながら、財源を確保しながら事業を進めておりますけれども、毎年近年では大体要望額の3割から4割程度の交付金の配分であります。その中でできるだけ用地の取得を先行しながら進めていきたいというふうに思っておりまして、31年度は残りの用地交渉を先行して協議をしながら、また残った分といいますか、交付金の額に合わせながら道路の工事今回繰り越しをした工事に引き続き実施をしていきたいというふうに考えておりますので、今のところちょっと何年かというところ、正確な年数等はお答えはできないのですけれども、できるだけ用地処理を済ませて交付金の額に合わせながら工事を進めていくということで行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 経緯はわかりました。

そこで、用地買収は全て終わったと、今の工事区間、千数百メートルのところは全部終わったと理解してよろしいのですね。

○議長（松本 勉君） 377。

○1番（佐藤 恣君） 7筆というのは……

○議長（松本 勉君） 残り。

○1番（佐藤 恣君） ああ、そうですか。わかりました。7筆ね。

そうすると、それにもやはり相当時間がかかるのではないかなという気がします。そこで、先ほど防風林だとかというお話もありましたけれども、価格面では問題はなかったのですね。そのことについて確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

土地の代金ですとか、生け垣ですとか木の移植に伴う補償の金額で難航していたわけではなくて、その生け垣を地権者としては今まで防風林で使っている生け垣なので、そのまま移設することにはなるのですが、今後も生け垣は残しておきたいと。そのために土地も必要になりますので、その土地の確保ですとか、そういう部分で協議をしておりました。道路の高さと地権者の土地の高さの関係で道路より土地が高いと道路の路肩に側溝はつけられるのですけれども、土地が道路より低いと法ができることになるのですが、ちょうどそ

の境界の地権者の方でして、そこは道路の構造というか、側溝の形を変えながらできる範囲の中で測量またし直して対応してご理解をいただいたということで、その部分で時間を要したということでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 3回目で、これで終わりになるのですけれども、せっかくこうやって町道の改良工事、そしてこれには何か災害という言葉もつながっていたのではないかと思いますのですけれども、災害はいつやってくるかわからない、そういう面で積極的に補助制度だとか、そういうのを活用しながら、せっかく計画したのであれば早期完成ということがやはり求められるのではないかと思います。そういう面でぜひ努力して早期完成を目指していただきたいということを申し上げて、質問終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

残っている用地の関係もきちんと説明をし、ご理解をいただきながら交渉を進めていきたいというふうに思っておりますし、工事のほうも先ほど交付金がなかなか難しいという話もしましたが、できるだけ早い完成に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたしません。

質疑を受けます。全体について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第9号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） この契約については、いいとか、そういうものありませんけれども、平成31年度に繰越明許でやって工事期間はいつを考えているのか、いつからいつまでを工事期間としているのかについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

本日議決をいただきましたら、本日の契約ということで、工期につきましては9月6日までを予定してございます。雪が解けないと工事のほうは入れませんので、その間準備期間設けまして雪解け後から工事のほうは進めていきたいと思うのですが、ただ農地が隣接しておりますので、農作業ですとか、そういうところも調整を図りながら行いたいと思いますので、4月1日からの工事にはならないとは思いますが、そういう調整を随時行いながら工事のほうは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第10号 平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般2ページ。ございませんか。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 58ページでよろしいですね。

○議長（松本 勉君） はい、一般2ページです。

○1番（佐藤 恣君） 農業振興費で420万の予算を計上しておりますけれども、この計画等を策定するということは今後壮瞥町がこの事業に取り組むという基本的な考えを持ってよろしいのですね。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この事業につきましては、従前からご説明しておりました久保内の旧中学校の校舎を使つてのタマネギ加工施設の事業ということで、この事業につきましては皆さんもご理解いただいているかと思いますが、農業振興並びに地域の雇用創出などについて非常に効果が高いと判断されておまして、今回このソフト事業を着手するに当たりまして今後につきましてもこの事業推進につきましては進めていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私急にこのあれを見たものですから、ちょっとわからない点、今説明ありましたけれども、全体事業の基礎調査だとか基本構想だとか先進地の視察とかというのは私は事業者がやるべきことでないかなと思うのですけれども、この点どうなのでしょう。国のソフト事業で10分の10の補助活用によるということ書いてありますけれども、10分の10ということは100%ということは理解するのですけれども、こういう基本計画、事業者がみずからやる仕事でないか、こういう補助を頼らなくても事業を進めるのだという意気込みがあればやる事項でないかと私は考えるのですけれども、この点どのようにお考えなのか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

本事業につきましては、事業者からの積極的な、主体的な提案から始まったものでございますが、繰り返しになりますが、本事業につきましては農業振興、それから地域の雇用

創出など非常に公益性が高いものと判断されるということもありまして、今回たまたま国費事業にて10分の10のソフト事業活用ができるということもありまして、事業者の大きな投資額もやはり鑑みまして町としてもこういった部分、町の持ち出しはありませんけれども、協力体制のもと一緒にこの事業を推進していこうという考えのもとに進めるものでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） この加工工場の建設予定なのですが、前年度説明を受けましたが、予定価格、あれは私はちょっと高目に計算されているのではないかと思われるのですが、そこから辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） 以前ご説明いたしました事業費につきましては、事業の実施主体である事業者のほうから見積もり等をとって出てきている金額をそのままご紹介しているということでございまして、当然計画段階でありますので、最大値ということを出されているということは理解しておりますが、一応町としてはその金額をそのままご紹介しているということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今答弁いただいたとおり、私もそう思うのですが、ちょっとやっぱり高目に、計画すればどこでも高目に出すと思うのです。こちらもお金は町から出ることはないのですが、やっぱり私としては成功はしてもらいたいのです。ですから、その出てきた予定表というか、計画表を見て高いのではないかと実際に思われるのであれば、何かそこでアドバイスというものが需要ではないかと。途中でやっぱり頓挫してもらおうと、事業をやる方も、それから従業員の方にも後で負担が大きくなっていくので、そこから辺のところはなされた経緯はあるのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

今回ご紹介しておりますとおり、国のソフト事業を今回使い始めるということでございまして、今後はこの中山間地域所得向上支援事業、これにのっとりまして最終ハード整備までこの事業を進めていくということで考えております。当然国費事業でございますので、その経費につきましては最小限のところを積算するようという指導もなされておりますので、そういった部分におきましては町といたしましても道や国と足並みをそろえて必要最小限の支出、それから最大限の事業効果を上げられるように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（松本 勉君） 済みません。再開をお願いします。

ただいまより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど佐藤議員の質問に対し、後刻答弁をすることになっておりました件につきまして答弁をいたさせます。

総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 先ほど佐藤議員のほうに北海道市町村総合事務組合のほうにお支払いしている額がどのぐらいなのか後ほどお答えさせていただくという形でございますが、平成30年度に関しましては非常勤職員公務災害補償組合負担金として34万5,000円をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 引き続き質疑を継続いたします。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私も農業振興費の中山間地域所得向上計画等策定に関してでございますけれども、以前この食品加工施設整備については議員協議会等でも説明を受けているわけですが、その中でちょっと気になった部分といたしますのが、事業計画が示されたわけなのですが、その中に用地等の取得費が含まれていなかったというか、計上されていなかったと。ですから、言うなれば事業は計画が不完全な状態のまま今進められているのかなという私の認識でございます。ですから、その辺の事業計画が今後見直していった中できちっとそういう部分も整理されるものなのかどうなのか、用地関係の処理費用がどういう形で処理されるかという町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

用地費については、以前ご説明した段階ではまだ確定しておりませんでした。今後別の教育費のほうで測量費も盛り込まれておりますが、そういった測量を精緻に行いまして事業者が必要とする面積を正確に割り出しまして、それから再度必要な土地の値段を算出するという段階に入っていきますと、そういった費用をこのソフト事業で活用しながらそういった部分の詳細を詰めていくということになります。また、この用地費につきましては、その金額確定した後には町としてその代金を事業者から支払っていただくという形で考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 用地費というか、用地については測量後でなければ面積が出ないという説明で、まだ事業費が見えていないという多分説明だと思うのですが、ただ事業計画ですから、あくまでも確定しなければ出せないということではなくて、例えば施設を改良するにしてもこれからの見積もりなり、そういう形で確定していくわけですから、前にほかの議員の中でも答弁あったように最大限の予想値といいますか、予想数値というのは本来出して計画というのを進められるべきですから、用地取得に係る経費というのは当然当初から高い安いは別にしても計画書の中に説明がなければ、その計画書自体が本当に信用できるものなのかどうなのかというところに行くと思うのですが、その辺の認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

用地費につきましては、以前の議会へのご説明の中に数字を消していたというのはその段階でまだ確定していないという状況でそういった資料の提出になりましたが、当然事業者と内々にはおおよそのめどをつけて話し合いをしているということになりますので、当然事業者としては最大値で事業構築を考え、今後の計画に反映させているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 答弁させていただきたいと思います。

昨年ですか、事業計画が上がってきて情報の共有化を図りたいという意味合いで議員の皆様にも出されたものをそのまま出したという状況であります。懸念の部分については、私どもも十分懸念をしております、昨年末に計画されている事業者の方とお話をした際にはその点も指摘をさせていただきました。当然今後事業者のほうで総体の事業費が想定よりも超えているというようなことも聞いておりましたので、その辺も含めて再度精査をしていただいて新たに正確なものを提出していただきたいということをお願いをして終わっております、それがまだ進んでいない状況にはあります。ただ、希望されている方は、事業をやりたいということの意向が強いということで承知をしておりますので、今回国の事業、ソフト事業を使って事前の準備作業に入りたいということの希望もありますので、そこを酌んで今回は補正をさせていただいたということで、ただこの補正の中で事業計画等が正確なものが出てきた段階で、今度は公有財産の処分に関係に入りますので、そこは

改めてまた議会の中でも協議をさせていただいてどうするかということを決めていきたいなというふうには考えています。ただ、以前全員協議会の中でお話をしたとおり、町側としては無償でというのは全く考えておりませんので、そこはこれから出された計画に基づいて協議をする場面を設けていきたいということでご理解いただければと思います。

○議長（松本 勉君） それでは、ほかに、2ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、歳入について、一般1ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費補正についてありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体についてありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第15号）については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第11号 平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） このたびの補正予算は、水道事業にかかわる公用車が14年ぐらいになりますか、老朽化をしてきたことに伴って中古の車両を買いたいというようなことでございました。ある程度の大きさの4輪駆動車ということを考えているということなので、新車は相当の値段するということで中古というふう考えたということなのですが、100万の車がどれほどのものかというのはいささか中古といえども価格的に耐久性も考え

るとどうなのかちょっと懸念されるのですが、その辺について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今想定しているのは、大体10年落ち、それから10万キロ以内の4輪駆動のRV車タイプを予定しているのですが、ホームページ等で中古車市場の価格も参考にしながら予算措置を上げてはおります。ただ、中古の購入を過去には堆肥センターのトラックだったと思いますけれども、そういう車は中古で購入したことがあったかなと思うのですが、実際役場の業務の中で中古車を買うことは初めてなので、ちょっと不安なところはもちろんあるのですが、購入後の維持費も含めて新車を買うのに比べても安価に抑えることができればいいかなというふうに考えているところではあるのですが、購入費を安価に抑えてできればいいというふうに思っているところでございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 本当は、もう少し高くてもある程度しっかりした車を買いたいのが本音なのだろうと。ただ、予算上の制約の中でこの値段ぐらいに抑えざるを得ないという状況は理解しないわけでもないです。ただ、10年を経過した車であっても、特に大型4輪駆動車というのは人気の中古車市場でもありますから、結構古くてもいい値段する車が多いのかなという感じがします。購入するとき安くても、その後のランニングコスト等に修繕費等も含めて維持費が大きくなっていくということも中古車の場合考えられますので、やはりある程度そういう部分を含めて考えていただければいいのかなと思うのですが、同時に町の相当の台数の公用車があるのですけれども、その公用車のメンテナンスというのですか、日ごろの管理というのですか、この辺について自動車は高額なものでもありますから、やはり担当される職員の方の日々の管理が重要なのかなと思うのです。その辺についてしっかり保全されて、当然必要なときにトラブルがあって使えないということがないような形の日々の管理が重要なのかなという感じがします。若干これは私の見ただけでございますが、洗車等も含めてどうもそういう管理はもう少ししっかり大事に管理していくべきではないかというような感じが、見た目ですよ、感じるのですけれども、通常の公用車の管理状況も含めてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

公用車の管理につきましては、各課所管している車をそれぞれ各課ごとに予算等を計上させてご承認いただいて管理しているというふうに認識してございます。オイル交換等、その辺のところも各課それぞれに任せていると言ったら言葉にちょっと語弊があるかもしれませんが、各課丁寧に乗って少しでも長く維持して乗っていければよろしいというふうには思っておりますし、各課それぞれそういう形で行ってきているのかなというふうに思っております。今議員おっしゃられたような形で今後ともその辺については、改めて庁

内全体でそういう認識で進んでいくという形でお話はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私も今の総務費の自動車購入に関してですけれども、これは当然財政負担を考えての中古車購入ということであるとは思いますが、ただ中古の場合やはり当たりが悪ければすぐにでも故障してしまうということなので、であれば財政負担を考えるのであれば少々高目になっても例えばリース契約、要するに単年度の費用負担が比較的抑えられるということもあるので、リース契約での対応というか、そういうことも検討されたほうがいいのかと思うのですが、今になれば仮にすぐ事業始めたとして2月後半と3月分、今年度分でいえばということだとは思いますが、そういうリース契約で単年度の財政負担を減らしていくという考え方持っていないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今使っている水道車につきましては、4月がちょうど車検でして、昨年の暮れぐらいからちょっと事象が出てきて、今は状況としましてはエンジンオイルがエンジン内に流入して即時にオイルが減っていくような状況なので、オイルを足しながら走っている状況なのですが、4月1日が車検だということで車の購入を早急にしたいということと先ほどからの話のとおりできるだけ安価に車を準備したいということで今回は中古を予定をしているところでございます。水道車につきましては、専用工具ですとか機材を積みながら、特に水道の維持管理に使っていますので、配水池ですとか急斜面であったり、悪路を走ることでも多くあることから、もちろん今の車も15年間で27万キロぐらい大事には使っているところではあるのですが、そういう車をリースできるかどうかというところまでは、済みません、今回はちょっと検討はしておりませんでした。今後これは役場全体の話にはなるのかもしれませんが、公用車を準備するに当たってはリース契約ですとか、そういうことも考えることも必要なかもしれませんが、今回は車検の関係ですとか車の状況から中古を買うという判断をさせてもらったというところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終結いたします。

#### ◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 31 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午前 11 時 34 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員